

序 章

1 ベトナムの移行経済における国営企業の存在意義

ベトナムにおける社会主義経済体制の設立は、北部では1954年のジュネーブ協定締結後に、南部ではそれから約20年遅れの南北ベトナム統一後にそれぞれ開始された。1986年には、ドイモイ（刷新）が宣言されて、社会主義経済体制の変革が試みられ、この変革の過程は現在もなお引き続き進行中である。

農地の賃借権が設定され、農機具・農耕用動物等に対する私的所有権が認められると同時に、農産物の価格に対する統制が廃止され、価格の自由化が図られた。このうえで、人民公社が廃止され、個人営農の存在が公認されることになった。これが農業部門における市場経済化の概要である。一方で商工業部門においても、個人または私企業による経済活動が認められた。これを可能ならしめるために、一部の戦略的主要生産物を除き価格統制が廃止されて、生産物価格の自由化が図られた。個人および私企業の存立が認可されると同時に、これらの営業主体に対しては土地の賃借権が付与され、新規に自ら蓄積した資本ストックの私有が認められるようになった。さらに、外国直接投資企業のベトナム市場への参入と営業が認められることになった。

このように市場経済化へ向けての変革が着実に進展しつつあるベトナムにおいて、国家が所有する国営企業が依然として存在している。しかも、GDPに占める国営セクターの比重、国家歳入に占める国営企業からの収益移転の比率は、依然として大きい。この国営企業の存在意義を明らかにすることを通じて、本研究の意義を確認する意味からも、国営企業改革の限界について論じておく必要があるであろう。

移行経済が社会主義経済体制を歴史的初期条件として、連続性を維持しながら形成されざるを得ないことを考慮に入れるとき、移行経済における国営企業の存在は、なかば必然であると言えることができる。なぜなら、移行経済における資本蓄積のメカニズムは社会主義経済体制における資本蓄積メカニズムによって一部補完されざるを得ず、この社会主義経済体制の資本蓄積メカニズムを内包しているのが国営企業に他ならないからである。移

行経済における資本蓄積の一端を担う点にこそ国営企業の存在意義があるのではないだろうか。

社会主義経済体制のもとでは、資本蓄積に必要な原資としての国民貯蓄水準の決定、およびこの貯蓄を原資とする資本ストックへの投資は政府が決定し、蓄積された資本ストックは国家の所有に帰す仕組みになっている。政府は国営および集団企業からの上納金、および農産物の供出価格と農村に販売した工業製品価格の格差を利用して吸収した農業余剰を原資として国民貯蓄を調達する。この国民貯蓄を原資として、経済各部門への物的資本投資および医療・保険・住宅・年金・教育等との社会サービスの供給のための支出が決定される。個人に対しては、これら社会サービスは無料で供給されることから個人の手元には衣および食を賄うに十分な所得が配分されるにすぎない。国営および集団企業の投資のための原資は政府によって供給されることから、これら企業の手元に留保利潤を残しておく必要はない。このような資本蓄積メカニズムのもとでは、蓄積された物的資本ストックおよび社会サービス供給のための施設等はすべて国家の所有に帰すことになり、また一方で個人および個別企業の所有に帰す富の蓄積は全くないし、それに対するインセンティブも与えられない。

このような状況を初期条件として移行経済において資本市場を開設したとしても、企業が調達すべき経済余剰の所有者がきわめて限られていることから、民間による資本の提供はごく限られたものにならざるを得ないであろう。市場経済化された農業部門で農民が手にする経済余剰、公認された個人または私企業で発生する経済余剰、国営企業の改革の過程で個別国営企業の手元に残すことが認められた若干の留保利潤等が資本市場へ提供される可能性のある国内資金源であるにすぎない。国内資金が不足する場合、ベトナムをはじめとする移行経済の国々では外国資本の流入を許容することによってこれを補う措置がとられている。しかし、経済の低開発状態から出発せざるを得なかったベトナムとか中国といったアジアの移行経済においては、急速な工業化のためにも膨大な投資需要があり、上記の資金供給量によっては到底賄い切れるものではなかった。この不足分を賄うためには、国家が保有する資本ストックを使用することによって発生する経済余剰を調達するほかなかった。つまり、国営企業を通じての資本蓄積のメカニズムによって補完せざるを得なかったのである。このように、国営企業の移行経済における存在意義は、移行経済における資本蓄積メカニズムを補完する点にこそあったのであるというのが本論文の前提であり、イデオロギーないしは社会的圧力によって残すべからざるものが残されているという一般

的理解とは異なるものであることを強調しておきたい。

国営企業の存在意義について、本論文における見方との関連で次の3点を述べておくことが必要であろう。まず第1は、移行経済において個人または民間企業に十分な経済余剰が発生するようになるまでは、国営企業を通じて政府が資本メカニズムに介入する状況は続くであろうということである。第2は、移行経済における国営企業の改革の問題は、多くの国々で現在進められている公営企業の民営化の問題とは基本的に異なっているということである。ベトナムの移行経済において、現在国家が所有する資本ストックを証券化して資本市場で販売しようとしても、ベトナム国内にこれを購入すべき資力が民間部門にはないし、全てを外国資本市場で売却するにはイデオロギー的反発が強いことが予想され、不可能に近いだろう。これに対して、通常の公営企業の民営化に際しては、当該企業を購入するのに十分な資力をもった民間部門の存在を想定している。第3は、ベトナムのみならず中国においても、既述した意味で存在意義を持つ国営企業の改革は、国家による企業の所有と経営を分離するという方向で進められつつあるが、ここから発生するモラル・ハザード (Moral Hazard) を回避すべきシステムの構築にはいまだ成功していないということである。

2 所有と経営の分離の問題： 国営企業改革の限界

所有と経営の分離の問題を考えるに当たり、まず所有の概念を明らかにする必要がある。「所有」とは、後に述べる使用権の一つの極限的なものであり、財に対する無限定かつ排他的な権利を言う (村上泰亮・熊谷尚天・公文俊平、1973)。ある財を排他的に自らの目的達成のために「使用」する権利は狭義の「使用権」と呼ばれる。この「使用権」を他人に委ねる代わりに代価としての収益を取得することを「収益権」と呼ぶ。他人が上記の「使用」を不可能にしてしまう権利を「処分権」と言い、この3つの権利が広義の使用権として定義される。所有権は、これら3つの無制限かつ無期限の使用権と見なされる。さらに、有期限の使用権に処分権は含まれないから、使用形態も所有権と使用権とでは異なってくる。この処分権に入手権が加わると、所有権はより強い内容を持つものとなる。

従来の社会主義経済の公有制度の下では、所有者たる国家は、企業に対し財の使用法を細かく指定して、ほとんど自由裁量の余地を与えてこなかった。膨大な指令、肥大化した行政機関、強力な集権システムの中であって、国営企業は決定機能のない単なる実施主体

にすぎなかったから、使用权は企業に全く移譲されなかった。移行過程においては、所有と経営の分離という方法で国営企業の改革が進められている。しかし、ここにモラル・ハザードの問題が登場する。

移行経済の国営企業では、企業の資本ストックに対しては国家がこの「強い意味での所有権」を保持しており、それ以外の財・サービスに関しては、「広い使用权」を国営企業に移譲している。これが移行経済の国営企業における所有と経営の分離に他ならない。国営企業の資本ストックを民間の所有に帰そうとしてもこれを獲得すべき資力が民間にない以上、このような民営化が可能でないことについては既に指摘した。従って、国家が国営企業の資本ストックに対して「強い意味での所有権」を保持するという事は、投資の意思決定とこれに伴う危険（リスク）も国家が担うことである。このようなシステムの下では、国営企業の企業長や労働者からすれば、投資にともなうリスクや企業経営の最終的責任を担う必要がないことから、移譲された経営権を濫用して、自らの利益の最大化を図る誘引が与えられていることになる。このことの帰結として企業の利潤の減少または赤字化が起り、財政によって補填されざるを得なくなる。いわゆる SBC (Soft Budget Constraints, 軟予算制約) こそ、上記のようなモラル・ハザードの社会的コストの吸収機構とならざるを得なかった。移行経済の国営企業における所有と経営を分離するという方法での企業改革の試みには、上に述べたような意味でのモラル・ハザードを生起させざるを得ないという意味で、つねに限界に直面しているといえることができる。

3 本研究の目的

社会主義経済の歴史的経路に依存しているベトナムの移行経済において、国営企業の存在は必然である。同時に、ベトナム経済にとって、その効率性改善は重要な課題とならざるを得ない。そのための国営企業改革は、分権化に伴ってこれまで、所有と経営の分離の方向へ進められてきた。しかし、所有と経営の分離に伴い必然的に生じる国営企業のモラル・ハザードの問題を克服するシステムの構築には本質的な困難を抱えていて、いまだ程遠い現状にあるのが、今日の国営企業改革である。

このような限界を伴う改革の下で、国営企業はどのように変化してきたかを明らかにするのが本研究の目的である。特に、これまではブラック・ボックスとしてしか扱われてこなかった企業の内部の構造的局面に焦点を当てて考察する。改革が進められつつある国営